平成29年度第1回鳴門市水道事業審議会 会議概要

開催日時:平成29年8月31日(木)午前10時から午前12時まで

開催場所:鳴門市水道会館3階第1会議室

出席者:審議会委員11名

【犬伏委員、岩本委員、開発委員、金委員、近藤委員、芝野委員、多智花委員、 玉有委員、出口委員、原委員、利穂委員】

鳴門市6名

【山内企業局長、鈴江水道企画課長、宮田水道事業課長、事務局3名】 傍聴者0名

開催次第

- 1 開会
- 2 挨拶(企業局長)
- 3 委員等紹介
- 4 会長及び副会長の選任について
- 5 諮問について
- 6 議事
 - (1) 平成29年度水道事業審議会スケジュール(案) について
 - (2) 水道料金のしくみについて
 - (3) 水道事業に関するアンケート結果について
 - (4) 鳴門市水道事業ビジョンの進捗状況について
 - (5) 浄水場の共同化について
 - (6) 次回開催について
- 7 閉会

会議資料

開催次第

- 【資料1】鳴門市水道事業審議会委員名簿
- 【資料2】平成29年度第1回鳴門市水道事業審議会座席表
- 【資料3】鳴門市水道事業審議会運営要綱
- 【資料4】平成29年度水道事業審議会スケジュール (案)
- 【資料5】水道料金のしくみ
- 【資料6】鳴門市の水道に関するアンケート調査報告書
- 【資料7】鳴門市水道事業ビジョン 主な項目の取組状況
- 【資料8】鳴門市・北島町の浄水場共同化について

会議概要

- 1 企業局長の開会挨拶の後、委員及び事務局の紹介を行った。
- 2 会長に玉有委員、副会長に金委員をそれぞれ選任した。
- 3 企業局長から会長に対し、水道料金のあり方について諮問を行った。
- 4 議事(1)について、資料4を用いて、水道事業審議会のスケジュール案等の説明 を事務局より行った。
- 5 議事(2)について、資料5を用いて、水道料金の体系や現状と課題等について事務局より説明を行い、質疑を行った。質疑の概要は別紙のとおり。
- 6 議事(3)について、資料6を用いて、平成28年度に実施した水道事業に関する アンケート調査の結果について事務局より説明を行った。
- 7 議事(4)について、資料7を用いて、水道事業ビジョンの進捗状況について事務 局より説明を行い、質疑を行った。質疑の概要は別紙のとおり。
- 8 議事(5)について、資料8を用いて、浄水場の共同化の経緯と今後の取り組み等 について事務局より説明を行った。
- 9 議事(6)について、10月下旬を予定しており、後日に改めて日程調整を行うと事務局より説明を行った。

【別紙:質疑概要】

・議事(2)水道料金のしくみについて

(委員)

基本料金と従量料金の割合について、もう少し基本料金を上げるのが公正なのではないか。鳴門市の現在の $13\sim25\,\mathrm{mm}$ までの口径の基本料金は $250\,\mathrm{H}$ であるが、仮に $50\,\mathrm{H}$ 0円になっても、水道料金としては、金額的にみてそれほど利用者の負担にはならないのではないか。

(委員)

生活保護家庭は、基本料金について、軽減措置等はあるのか。

(事務局)

生活保護家庭かどうかに関わらず、口径に応じて基本料金を頂いている。

(会長)

生活保護家庭には、生活保護制度の生活扶助において水道料金は、光熱水費として措置されていると思われる。

基本料金における基本水量について、鳴門市は基本料金に基本水量を設けていないが、 他市は基本水量を設けているところもある。この点について市はどのように考えているの か。

(事務局)

本市は県内で唯一、基本料金に基本水量を設けていない。このメリットとしては、使用した水量が全て料金に反映されることから、利用者間の不公平感がないことが挙げられる。 基本水量は水道が普及されていない時代に、公衆衛生上の観点から、一定以上の生活用水を使っていただくことを目的に導入されたもので、以前と比較して高い水道普及率や向上している公衆衛生、1件当たりの使用水量が減少している現状を踏まえると、本市が基本水量を設定していないというのは現代の生活様式に合っているのではないかと考えている。

(委員)

バスやタクシーを利用する場合でも初乗り運賃という形で基本料金があり、車両の維持 費や運転手の賃金に充てられているので、基本料金というのはある程度、あって然るべき ではないかという気がする。

(会長)

水道事業は最初に設備投資を必要とする装置産業であり、利用度に影響しないものが費用になるという事業の性格もある。国においても徐々に基本料金として費用を回収する体系にしていくべきということも考えている。ただし、一般的な感覚としては、メーターがあるものは使用量に応じて、料金が掛かるというものがあり、様々な検討が必要であると思われる。

(委員)

使用した水量がすべて水道料金に反映されることに関連して、市には検針時において正確なメーター検針に努めて欲しい。また、1 m³未満の端数についてはどのように料金に反映されるのか、市から説明して欲しい。

(事務局)

使用水量のうち整数の数値を元に料金を算定しており、1 m³未満の端数については、次回の検針時において加算している。

(委員)

メーターの検針について市民にきちんと説明して認識してもらい、市民から文句の出ないような目に見える料金設定にしなければならない。

(会長)

検針の精度、測定の仕方について使用者に理解を得られるようなものになっているのか。

(事務局)

検針した結果については、その都度、使用水量や使用料金などを検針票でお知らせしている。

(委員)

鳴門市の水道料金は、県下では安いのか。

(事務局)

水道料金の算定方法は自治体ごとに異なるが、県内8市で比較すると、1か月、メーター口径 $13\,\mathrm{mm}$ で $20\,\mathrm{m}$ 使用した場合、今年度、小松島市と阿南市が引き上げ改定を行っているので、現在のところ本市は一番低い料金で、税込で2, 106円となっている。一般的には、4人家族で1ヶ月の平均使用水量は $20\,\mathrm{m}$ といわれている。

(委員)

小口利用者、例えばメーター口径13mm では1か月平均で、どの程度の水道水を使っているのか。

(事務局)

メーター口径13mmの人で、1か月平均、17~18m3くらいである。

(会長)

小口利用者という定義をどう考えるのか。

(事務局)

小口利用者がどの程度かというはっきりした定義はないと思うが、県内では基本水量が 10㎡以内の使用水量というのが多いので、10㎡以内の使用水量の方を小口利用者と考えてはどうか。

また、一般家庭では加入件数でいえば9割以上がメーター口径13mm、20mmを使っている。13mm、20mmでどれだけ水を使用しているのかのデータを次回に提出したい。

(会長)

今後、具体的に試算する場合、それぞれの使用水量の階層ごとのシミュレーションが必要となると思われるので、階層別のデータも準備して欲しい。

(委員)

30 m³未満の使用者が増加しているということだが、20 m³未満くらいが増えているような気がするが、どうか。

(事務局)

ここ5年ほどの数字を見てみると 20 m³未満の割合は増えており、 21 m³から 30 m³は 微増で、 30 m³以上は減っている。 10 m³未満の割合も増えている。

(委員)

審議会の目的として、老朽化した施設への設備投資が控えている、一方、使用量が減る という見込みであり、そのため適切な料金がどうなのかというのを探る必要がある。

現状、鳴門市で数年先までインフラに係る費用がどれだけあって、それを収入でまかな うためにはどれくらい必要になるのかという資料が無いと、議論をしてもそれが適切なも のと大きな差があるとどうなのかと思うので、そうした資料が欲しい。

また、一般の利用者を想定している数字と大口の事業用の想定される数値も知りたい。

(会長)

具体的に料金体系や改定率を検討していくうえで、積算の元になる数値を示していただいてそれを元にどういう料金にすべきという議論になると思うが、資料は次回や第3回目に示せるのか。

(事務局)

次回には、28年度決算等を反映した収支見通しを示した上で、審議をお願いしたい。 また、ご指摘いただいたデータ等も用意したい。

(会長)

大口使用者、小口使用者の場合にはどうなるのかというシミュレーションも含めて試算 して欲しい。

・議事(4)鳴門市水道事業ビジョンの進捗状況について

(会長)

水道事業モニター会議が新たに設置されたとのことだが、もう少し詳しく説明して欲しい。

(事務局)

水道事業に関する理解等を深めていただき、また、意見をいただいて事業運営に生かす という目的で設置し、7月に第1回会議を開催した。

年4回、水道事業ビジョンに掲げる持続、強靭、安全、挑戦をテーマとし、事業説明や 意見交換を行う予定である。

(委員)

2小学校に直結飲料用水栓を設置ということだが、どのような取り組みで、今後、各小学校に広げていくのか。

(事務局)

直結化事業は、水道本管から直接、管をつないで、飲料用の水栓として水を飲んでいただく事業である。アンケートでも若い年齢ほど水道水を飲まないという結果が出ているので、若い時から水道水を飲んでいただく習慣をつけていただくために実施したものである。今後、モデル事業として行った小学校の2校の状況を見て、さらに広げていくかどうか検討したい。

(委員)

水道水を飲んでもらうには、設置した水栓は安全な飲料用の水ということを表記し、周 知しなければならない。

(事務局)

ご意見のあった表記については対応したい。また、学校の先生にもこの事業の趣旨を理解してもらっているので、生徒には十分、周知してもらえるものと考えている。

その他

(会長)

公共下水道の料金は上水道の使用量が算定基礎となっているため、水道料金が上がれば 下水道の使用料も上がるのではないかという誤解がある。そのあたりを整理した資料を出 して欲しい。

(事務局)

次回に水道と下水道のそれぞれの算定方法を示した資料を用意したい。